

大阪府障がい者等用駐車区画利用証制度要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障がい者等用駐車区画の適正な利用を図るため、知事が利用証を交付することにより、当該利用証の交付を受けた者が当該駐車区画を円滑に利用できるようにする「障がい者等用駐車区画利用証制度」（以下「利用証制度」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「障がい者等用駐車区画」とは、次の各号に掲げる駐車区画をいう。

- (1) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第17条第1項に規定する駐車施設（以下「車いす使用者用駐車区画」という。）
 - (2) 前号に掲げるもののほか、移動に配慮が必要な、障がいのある方や難病患者、高齢の方、妊産婦、けがをされている方等のための駐車区画（以下「ゆずりあい駐車区画」という。）
- 2 この要綱において「ダブルスペースの確保」とは、前項各号に掲げる駐車区画の両方を整備することをいう。

(駐車場の登録等)

第3条 施設管理者は、ダブルスペースの確保をし、利用証制度に協力しようとするときは、知事に利用証制度協力駐車場登録届出書（様式第1号）を提出するものとする。

- 2 前項において施設管理者が登録を届け出る駐車場は、前条第1項第1号及び第2号に該当する駐車区画の両方（以下「対象区画」という。）とする。
- 3 知事は、第1項の届出書が提出されたときは、届出書に記載された駐車区画を対象区画として登録するものとする。
- 4 施設管理者は、対象区画の適正な管理に努めるものとする。

(利用証を交付する者の範囲)

第4条 利用証（様式第2号、様式第3号及び様式第4号）の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、歩行困難者であって、別表に掲げる区分ごとに定める交付要件に該当する者とする。

- (1) 障がい者

- (2) 難病患者
- (3) 要介護者
- (4) 妊産婦
- (5) けが人
- (6) 前各号に掲げる者のほか、移動に配慮が必要と認められる者

2 前項の交付対象者のうち、次の各号のいずれかに該当する者を様式第2号の利用証の交付対象とする。

- (1) 車いすを常時使用する身体障がい者のうち、下肢又は体幹機能障がい1級及び2級の者並びに脳原性運動機能障がいによる移動機能障がい1級の者
- (2) 車いすを常時使用する要介護者のうち、要介護状態区分が要介護3、4及び5の者
- (3) 前各号に掲げる者のほか、車いすの常時使用が必要と認められる者

3 前項各号に該当しない交付対象者のうち、障がい者、難病患者又は要介護者で移動に配慮が必要な者は様式第3号の利用証の交付対象とし、妊産婦及びけが人等は様式4号の利用証の交付対象とする。

(利用証の交付申請)

第5条 利用証の交付を受けようとする者は、障がい者等用駐車区画利用証交付申請書（様式第5号）により、知事に申請をするものとする。

- 2 前項の規定により申請をする者（以下「申請者」という。）は、当該申請の時に、別表に掲げる区分に応じ、それぞれ同表に掲げる必要書類等を提示するものとする。
- 3 郵送により第1項の規定による申請をするときは、前項の規定による書類等の提示に代えて、同書類等の写しを添付するものとする。

(利用証の交付等)

第6条 知事は、申請者が交付対象者であると認めたときは、申請者に対して利用証を交付するものとする。

- 2 利用証の有効期間は、別表に掲げる区分ごとにそれぞれ定める期間とする。

(利用証の使用)

第7条 利用証の交付を受けた者（以下「利用者」という。）が対象区画を利用するときは、利用証を車両前部の外側から容易に識別することができる位置（ルームミラー等）に掲示するものとする。

(利用証の再交付)

第8条 利用者は、利用証の紛失、破損等により利用証の再交付を受けようとするときは、障がい者等用駐車区画利用証再交付申請書（様式第6号）により、知事に申請をするものとする。

2 知事は、前項の規定により、再交付申請が行われたときは、第6条の規定による交付対象者であるかの確認をしたうえで、再交付申請者に対して利用証を再交付するものとする。

(利用証の返却)

第9条 利用者は、別表に定める各区分毎の交付要件に該当しなくなった場合、利用証の有効期間が満了した場合、又は利用証を使用する必要がなくなった場合は、利用証を速やかに知事に返却するものとする。

2 知事は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用者に対して利用証の返却を求めるものとする。

- (1) 利用証を他人に貸与し、使用させ、又は譲渡したとき
- (2) 利用証を重複して取得したとき
- (3) その他、利用証制度の運用に支障を生じさせたとき

(知事及び施設管理者並びに利用者の役割)

第10条 知事は、利用証制度の周知啓発に努めるものとする。

2 施設管理者は、対象区画であるゆずりあい駐車区画に、利用証（様式第3号）中央に示すマークが表示された路面表示、表示看板などにより、その旨をわかりやすく表示するものとする。

3 施設管理者は、対象区画に利用証を掲示していない車両が駐車できない旨の案内表示などにより、対象区画の適正な利用が図られるように努めるものとする。

4 利用者は、対象区画の適正な利用に努めるものとする。

(他の制度等との調整)

第11条 「身体障害者等用駐車場の適正利用を図るための制度に基づく利用証の相互利用に関する合意確認書」により相互利用を認めた他の地方公共団体が発行する駐車場利用証の交付を受けている者は、対象区画を利用することができる。

2 施設管理者は、前項の利用証が第4条に規定する利用証と同様の効力を有するものとして取り扱うものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年1月8日から施行する。
ただし、第7条、第10条、第11条の規定については、平成26年2月1日から施行するものとする。
- 2 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 5 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 6 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 7 この要綱は、令和3年9月15日から施行する。
- 8 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 当分の間、第10条第2項の規定にかかわらず、「大阪府立施設駐車場「ゆずりあい駐車区画」整備方針」に基づき整備されたゆずりあい駐車区画の路面表示、表示看板等は、同項に規定する路面表示、表示看板等と同じものとみなすことができるものとする。
- 3 令和8年4月1日の改正の施行日前に交付された利用証のうち、様式第2号及び様式第3号については、施行日以降、有効期間の定めのない利用証として取り扱う。